
公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和8年2月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 取消し年月日
令和8年2月27日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
近森 邦夫
二級建築士
高知県知事登録第1834号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号に掲げる場合に該当する事実が判明し、このことは、同法第9条第1項第3号の規定に該当する。